

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社フージャースホールディングス
代表取締役社長 廣 岡 哲 也

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 5階

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第3期（自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は節電への対応として、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 - ◎株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.hoosiers.co.jp>）に掲載いたします。

事業報告

(自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、当社並びに連結子会社9社によって構成されております。近年において多様化するニーズに対応し、市況に左右されない安定的な事業基盤を構築することに努めて参りました。

連結子会社「株式会社フージャースコーポレーション」は、首都圏及び全国主要都市におけるファミリー向けマンションの企画・販売、各都市における市街地再開発事業への事業参画、首都圏におけるコンパクトマンションの企画・販売事業に取り組んでおります。

連結子会社「株式会社フージャースアベニュー」は、主に首都圏における戸建住宅の企画・販売を行っており、戸建用地を活用したアパート開発事業にも積極的に取り組んでおります。

連結子会社「エイ・エム・サーティワン株式会社」は、自社保有物件の賃貸事業、不動産賃貸管理及び仲介事業を行っております。また、愛知県名古屋市中心に自社保有物件の賃貸事業を行う「杉商株式会社」があります。なお、「エイ・エム・サーティワン株式会社」は、平成28年4月1日付で「株式会社フージャースアセットマネジメント」に社名変更し、本社所在地を宮城県仙台市から東京都千代田区に変更しております。

連結子会社「株式会社フージャースリビングサービス」及び平成27年8月24日にグループ会社化した「株式会社コーケンコミュニティー」は、分譲マンションの管理サービスを行っており、生活に密着したサービス事業を展開し、良質なコミュニティの形成や顧客満足度の最大化を追求しております。

連結子会社「株式会社フージャースケアデザイン」は、平成27年7月1日に新設し、首都圏及び全国主要都市におけるシニア向け分譲マンションの企画・販売から、ご入居開始後の運営、介護保険事業の企画・運営を行っております。また、シニア向け分譲マンションシリーズの一つである「マスターズセーヌ」の企画・販売を行う「株式会社マスターズセーヌ」があります。

連結子会社「株式会社アイ・イー・エー」は、平成27年4月1日に新設し、PFI事業の企画立案及びマネジメントを行っております。

当連結会計年度におきまして、契約戸数は1,210戸4区画5棟、引渡戸数は1,079戸5区画5棟、当連結会計年度末時点の管理戸数は12,582戸となっております。その結果、連結経営成績は、売上高35,943,281千円（前年同期比10.2%減）、営業利益3,184,335千円（前年同期比33.4%減）、経常利益2,811,664千円（前年同期比37.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,835,586千円（前年同期比40.4%減）を計上いたしました。

前連結会計年度まではセグメント別の業績は「不動産販売事業」「不動産管理事業」に区分して説明しておりましたが、当社グループにおける経営管理手法の変更により、当連結会計年度から「不動産開発事業」「戸建・アパート事業」「不動産投資事業」「不動産関連サービス事業」「シニア事業」「その他」に区分して説明しております。したがって、前連結会計年度との比較は行っておりません。

セグメントごとの業績を示しますと、次のとおりであります。

(Ⅰ) 不動産開発事業

当連結会計年度におきまして、売上高21,708,290千円、営業利益1,551,874千円を計上いたしました。

① 不動産売上高

「デュオヒルズ仙台ザ・マークス」「石巻テラス」「デュオヒルズ円山ファースト」などマンション657戸の引渡等により、売上高20,791,784千円を計上いたしました。

② 販売手数料収入

「ウエリスつくば研究学園レジデンス」「ウエリス津田沼」など179戸の引渡により、売上高427,109千円を計上いたしました。

③ 賃貸収入

たな卸資産の一時賃貸等により、売上高402,743千円を計上いたしました。

④ その他収入

ローン取扱手数料、業務受託収入を合わせまして、売上高86,652千円を計上いたしました。

(Ⅱ) 戸建・アパート事業

当連結会計年度におきまして、売上高7,635,413千円、営業利益433,036千円を計上いたしました。

① 不動産売上高

「デュオアベニュー三郷中央」「デュオアベニュー市川妙典」など戸建住宅183戸、アパート2棟の引渡により、売上高7,614,890千円を計上いたしました。

② その他収入

ローン取扱手数料の他、賃貸収入等を合わせまして、売上高20,523千円を計上いたしました。

(Ⅲ) 不動産投資事業

当連結会計年度におきまして、売上高4,192,128千円、営業利益975,901千円を計上いたしました。

① 不動産売上高

たな卸資産の売却等により、売上高3,285,353千円を計上いたしました。

② 賃貸収入

保有収益物件の賃貸により、売上高669,024千円を計上いたしました。

③ その他収入

ビジネスホテル、商業施設の運営等により、売上高237,749千円を計上いたしました。

(Ⅳ) 不動産関連サービス事業

当連結会計年度におきまして、売上高1,457,359千円、営業損失31,603千円を計上いたしました。

① マンション管理収入

マンション管理において、「デュオヒルズ仙台ザ・マークス」「石巻テラス」「デュオヒルズ円山ファースト」等の管理受託を新たに開始し、売上高1,108,910千円を計上いたしました。

② その他収入

保険代理事業、生活サービス事業及び工事受託事業を中心に、売上高348,449千円を計上いたしました。

(V) シニア事業

当連結会計年度におきまして、売上高941,742千円、営業利益243,464千円を計上いたしました。

① 不動産売上高

シニア向け分譲マンション「デュオセーヌつくばみらい」の引渡により、売上高919,293千円を計上いたしました。

② その他収入

デイサービスの運営等により、売上高22,449千円を計上いたしました。

(VI) その他

PFI事業により、売上高8,347千円、営業損失13,528千円を計上いたしました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

事業用地の取得や借換え等に伴い、当連結会計年度中に21,134,300千円の借入れを行い、期中において11,538,420千円の返済を行っております。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、以下のとおり事業ポートフォリオを構築することで、安定的に成長を継続していくことを経営方針としております。

① 自社分譲事業における投資対象の分散

当社グループの主力事業である首都圏でのファミリー向けマンション分譲事業に加え、不動産市況の変化による業績への影響を低減し、安定的・継続的な成長を図るため、シニア向け分譲マンション事業・地方都市での再開発事業、投資金額が少なく回収期間の短い新築戸建及びリノベーションを含む中古マンション事業等に注力し、将来の主力事業の構築・拡大に努めてまいります。

② 不動産投資事業への本格参入

当社グループが培ってきた建築ノウハウを活かし、首都圏や主要中核エリアに、不動産再生を中心とした不動産投資事業に本格的に取り組んでまいります。将来的な事業軸とすべく、平成28年4月1日付で社名変更及び本店所在地変更を行った株式会社フージャースアセットマネジメントを中心に事業を担います。

③ 不動産関連サービス事業

入居後の管理・アフターサービス等の不動産管理に加え、当社グループによる分譲事業の価値をさらに高めるためのコミュニティ支援等の不動産関連サービス事業に取り組み、グループ全体の価値向上に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスや投資に対するリスク管理の徹底により、リスクマネジメント体制を強化していくことで、着実に上記戦略を実行してまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第1期 平成26年3月期	第2期 平成27年3月期	第3期(当期) 平成28年3月期
売 上 高	(千円)	36,943,133	40,033,252	35,943,281
経 常 利 益	(千円)	6,421,322	4,464,667	2,811,664
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	3,856,549	3,079,059	1,835,586
1株当たり当期純利益	(円)	122.21	99.70	61.72
総 資 産	(千円)	48,525,055	62,631,102	74,585,681
純 資 産	(千円)	19,532,630	21,519,491	21,891,543

(注) 1 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 企業集団の主要な事業の内容

事 業 区 分	事 業 内 容
不動産開発事業	マンションの企画・販売、再開発事業 地方都市再生事業、リノベーション事業
戸建・アパート事業	戸建の企画・販売 アパート事業
不動産投資事業	収益物件売買・賃貸事業、リノベーション事業 不動産投資事業、区分再販事業
不動産関連サービス事業	マンション管理事業、コミュニティ支援 インテリア・リフォーム
シニア事業	シニアマンションの企画・販売・運営 介護保険事業の企画・運営
その他事業	P F I 事業

(6) 企業集団の主要な拠点

㈱フージャースホールディングス（当社）	本社	東京都千代田区
㈱フージャースコーポレーション	本社	東京都千代田区
	北海道支店	北海道札幌市中央区
	東北支店	宮城県仙台市青葉区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
	京都支店	京都府京都市下京区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
㈱フージャースアベニュー	本社	東京都千代田区
エイ・エム・サーティワン㈱	本社	宮城県仙台市青葉区
㈱フージャースリビングサービス	本社	東京都千代田区
㈱コーケンコミュニティー	本社	神奈川県横浜市中区
㈱フージャースケアデザイン	本社	東京都千代田区
㈱アイ・イー・エー	本社	東京都千代田区

(注) エイ・エム・サーティワン株式会社は、平成28年4月1日付で「株式会社フージャースアセットマネジメント」に社名変更し、本社所在地を「宮城県仙台市青葉区」から「東京都千代田区」に変更しております。

(7) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男 性	145名（+37名）	41歳2ヶ月	3年0ヶ月
女 性	90名（+23名）	37歳9ヶ月	2年3ヶ月
合計又は平均	235名（+60名）	39歳10ヶ月	2年9ヶ月

(注) 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社 議決権比率	主要な事業内容
㈱フージャースコーポレーション	2,400,240千円	100 %	不動産開発事業
㈱フージャースアベニュー	50,000千円	100 %	戸建・アパート事業
エイ・エム・サーティワン㈱	10,000千円	100 %	不動産投資事業
杉商㈱	19,200千円	100 %	不動産投資事業
㈱フージャースリビングサービス	50,000千円	100 %	不動産関連サービス事業
㈱コーケンコミュニティ	10,000千円	100 %	不動産関連サービス事業
㈱フージャースケアデザイン	50,000千円	100 %	シニア事業
㈱マスターズセーヌ	10,000千円	51 %	シニア事業
㈱アイ・イー・エー	3,000千円	100 %	P F I 事業

(注) 1 平成27年4月に㈱アイ・イー・エーを、平成27年7月に㈱フージャースケアデザインを新規設立しております。

2 平成27年8月に㈱フージャースリビングサービスが㈱コーケンコミュニティの株式を、平成27年10月に㈱フージャースコーポレーションが杉商㈱の株式をそれぞれ取得し、連結子会社としております

3 平成28年4月に㈱スポーツアカデミーの株式を取得し、連結子会社としております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
㈱フージャースコーポレーション	東京都千代田区	15,719,208千円	22,987,729千円

(9) 企業集団の主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
㈱常陽銀行	3,914,000千円
㈱東邦銀行	3,398,374千円
㈱りそな銀行	3,194,000千円
㈱あおぞら銀行	2,880,000千円

2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 28,149,000株（自己株式3,406,600株を除く）
- (3) 株主数 6,149名（前期末比1,141名減）
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ティ・エイチ・ワン	4,355,600	15.47
株式会社SBI証券	794,000	2.82
志野 文哉	750,100	2.66
神林 忠弘	491,500	1.75
廣岡 哲也	478,000	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	466,300	1.66
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	430,731	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	389,200	1.38
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	361,909	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	351,900	1.25

（注）持株比率は、自己株式（3,406,600株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の状況

回次 （発行日）	新株 予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 （1株当たり）	行使価額 （1株当たり）	権利行使期間
第1回新株予約権 （平成26年5月22日）	31,555個	普通株式 3,155,500株	1円	478円	平成26年6月20日から 平成36年6月19日まで

上記のうち当社取締役及び監査役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

（平成28年3月31日現在）

回次	取締役		監査役	
	個数	保有者数	個数	保有者数
第1回新株予約権	28,555個	2名	—	—

（注）当社は、社外取締役及び監査役に上記新株予約権を付与していません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣岡 哲也	㈱フージャースコーポレーション代表取締役会長 ㈱フージャースリビングサービス代表取締役会長兼社長
専務取締役	伊久間 努	管理本部長兼グループ戦略室長 エイ・エム・サーティワン㈱取締役
取 締 役	伊藤 晴康	グループ企画本部長 ㈱フージャースアベニュー取締役 ㈱コーケンコミュニティー代表取締役社長 ㈱アイ・イー・エー代表取締役社長
取 締 役	松本 聖二	
取 締 役	中川 智博	㈱リオ・ホールディングス代表取締役 ㈱リオ・コンサルティング代表取締役 ㈱フージャースコーポレーション監査役
常 勤 監 査 役	金子 恭恵	㈱フージャースアベニュー監査役 エイ・エム・サーティワン㈱監査役 ㈱フージャースリビングサービス監査役 ㈱コーケンコミュニティー監査役 ㈱フージャースケアデザイン監査役 ㈱アイ・イー・エー監査役
監 査 役	中井 啓之	㈱プラグマ代表取締役
監 査 役	早川 美恵子	弁護士

- (注) 1 平成27年9月30日開催の臨時株主総会において、松本聖二氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- 2 松本聖二氏及び中川智博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 中井啓之氏及び早川美恵子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 金子恭恵氏及び中井啓之氏は、不動産経理実務を10年以上務めてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 松本聖二氏及び中井啓之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 6 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
伊久間 努	専務取締役	取締役(社外)	平成27年9月30日

- 7 廣岡哲也氏は、平成28年4月1日付で㈱フージャースリビングサービスの代表取締役を退任しております。また、同日付で㈱フージャースコーポレーションの代表取締役会長を退任し、代表取締役社長に就任しております。
- 8 伊藤晴康氏は、平成28年4月1日付で㈱フージャースアベニューの取締役を退任し、㈱フージャースリビングサービスの代表取締役に就任しております。また、平成28年4月22日付で㈱スポーツアカデミーの代表取締役に就任しております。
- 9 金子恭恵氏は、平成28年4月22日付で㈱スポーツアカデミーの監査役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 額
取 締 役	5名	94,122千円
(うち社外取締役)	(3名)	(15,200千円)
監 査 役	3名	10,596千円
(うち社外監査役)	(2名)	(3,380千円)
計	8名	104,718千円

(注) 伊久間努氏は、平成27年9月30日をもって社外取締役から専務取締役へ異動したため、人数及び支給額について、社外取締役期間は取締役(社外取締役)に含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伊久間 努	就任期間開催の取締役会の全回に出席し、財務の専門家としての高い見識及び経営者としての経験を活かし、主に財務に重点を置いた経営全般に関する発言を行っております。
取 締 役	松本 聖二	就任後開催の取締役会のほぼ全回に出席し、不動産業界における長年の経験を通じて培った知識・見地から、事業方針に関する発言を行っております。
取 締 役	中川 智博	当事業年度開催の取締役会のほぼ全回に出席し、不動産を中心とする幅広い見識及び経営者としての経験を活かし、主に不動産市況・金融機関の動向をふまえた事業方針に関する発言を行っております。
監 査 役	中井 啓之	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全回に出席し、財務・会計及び税務に関する税理士としての専門的な見地から、主に会計・内部統制の構築・維持に関する発言を行っております。
監 査 役	早川 美恵子	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、内部統制の構築・維持に関する発言を行っております。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	18,580千円

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	21,957千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社並びにその子会社は、定例の取締役会もしくは取締役会に準ずる会議を毎月1回開催し、経営管理の意思決定機関として、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに監査役の出席による取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、グループ経営会議を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案しており、全社的な目標設定をもとに、各部門においてその目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

② 当社並びにその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社並びにその子会社は、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・リスク管理規程を作成しております。取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為またはそのおそれを見つけた場合の報告体制として、内部通報規程を作成し、内部通報窓口（当社監査役3名）を設置しております。また、代表取締役社長を委員長とし、役員・部門長を構成メンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、その下で法務部門が中心となって、グループ全体への法令遵守の徹底を図るとともに、定期的にコンプライアンス・リスク会議を開催し、情報の共有化と課題の把握、対策の実行を推進しております。なお、フージャースグループ統制規範において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、グループの取締役・使用人に周知徹底を行っております。

③ 当社並びにその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、事務を管掌しております。内部監査室は、内部監査を実施し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法を改訂しております。なお、内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に報告し、改善する体制を構築しております。また、内部監査室の活動を円滑にするために、マニュアルなどの整備を各部署に求め、内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、当社並びにその子会社の損失の危険を発見した場合には直ちに内部監査室に報告するよう指導しております。

グループ各社横断的リスクについて、リスクマネジメントを統括するコンプライアンス・リスク担当役員の下、法務部門が中心となって重要リスクを特定し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が審議のうえ、損失の危険に関するリスク対策を講じております。

④ 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録は、法令及び取締役会規程の定めに基づき作成し、適切に保管・管理しております。

各業務の遂行に伴い職務権限規程に従って決裁される事項については、適切な書面によって決裁し、それらを含む情報・文書の取扱は、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程、その他各管理

マニュアル等に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びにその子会社は、上記における体制の構築、監査、報告等をグループ一体となって行い、グループ経営会議等にて、内部監査室やコンプライアンス・リスク管理委員会と連携してリスク等の情報共有を行うことにより、当社グループの業務の適正を確保しております。

また、当社は子会社の取締役に対し、グループ経営会議等にて、その職務の執行に係る事項の報告を求めています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。また、取締役と監査役は、その人事について意見交換を行っており、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従う旨を取締役・使用人に周知徹底しております。

⑦ 当社並びにその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、並びにその子会社の監査役が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社並びにその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、並びにその子会社の監査役は、当社並びにその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。また、内部監査及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

⑧ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役・使用人に周知徹底しております。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

内部統制部門は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用する体制構築を行っております。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

② リスク管理体制について

経営における重大な損失、不利益を最小限にするためコンプライアンス・リスク管理規程を制定して、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。

また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、子会社の代表取締役をメンバーに入れた経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 内部監査の実施について

取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当社は、「監査役会規程」に基づき、月1回の監査役会を開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

※本事業報告の記載数値は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	57,765,898	流動負債	24,856,323
現金及び預金	13,822,376	支払手形及び買掛金	1,911,416
売掛金	64,641	短期借入金	2,103,700
販売用不動産	10,034,710	1年内償還予定の社債	210,000
仕掛販売用不動産	30,705,244	1年内返済予定の長期借入金	12,372,417
前払費用	1,504,936	未払法人税等	478,619
繰延税金資産	469,504	前受金	4,272,305
その他	1,166,554	前受補助金	1,311,572
貸倒引当金	△2,070	賞与引当金	103,165
固定資産	16,819,783	その他	2,093,126
有形固定資産	14,905,403	固定負債	27,837,814
建物及び構築物	4,851,885	社債	515,000
機械装置及び運搬具	5,481	長期借入金	26,315,918
工具、器具及び備品	62,518	退職給付に係る負債	1,088
土地	8,354,614	繰延税金負債	556,473
建設仮勘定	1,630,903	資産除去債務	163,986
無形固定資産	639,531	その他	285,347
投資その他の資産	1,274,848	負債合計	52,694,137
投資有価証券	208,803	純資産の部	
繰延税金資産	83,718	株主資本	21,903,666
その他	992,300	資本金	2,400,240
貸倒引当金	△9,974	利益剰余金	21,217,795
		自己株式	△1,714,370
		その他の包括利益累計額	△15,277
		その他有価証券評価差額金	△15,277
		新株予約権	3,155
		純資産合計	21,891,543
資産合計	74,585,681	負債純資産合計	74,585,681

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	35,943,281
売 上 原 価	27,286,589
売 上 総 利 益	8,656,692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,472,357
営 業 利 益	3,184,335
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	22,024
解 約 金 収 入	21,352
受 取 手 数 料	24,795
そ の 他	15,314
83,487	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	379,715
支 払 手 数 料	53,458
そ の 他	22,984
456,158	
経 常 利 益	2,811,664
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,811,664
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	808,190
法 人 税 等 調 整 額	167,887
976,077	
当 期 純 利 益	1,835,586
親会社株主に帰属する当期純利益	1,835,586

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,400,240	19,804,452	△688,356	21,516,336
当期変動額				
剰余金の配当		△422,242		△422,242
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,835,586		1,835,586
自己株式の取得			△1,026,013	△1,026,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	1,413,343	△1,026,013	387,329
当期末残高	2,400,240	21,217,795	△1,714,370	21,903,666

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	—	—	3,155	21,519,491
当期変動額				
剰余金の配当				△422,242
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,835,586
自己株式の取得				△1,026,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15,277	△15,277	—	△15,277
当期変動額合計	△15,277	△15,277	—	372,051
当期末残高	△15,277	△15,277	3,155	21,891,543

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

(株)フージャースコーポレーション

(株)フージャースアベニュー

エイ・エム・サーティワン(株)

杉商(株)

(株)フージャースリビングサービス

(株)コーケンコミュニティ

(株)フージャースケアデザイン

(株)マスターズセース

(株)アイ・イー・エー

このうち、株式会社アイ・イー・エー及び株式会社フージャースケアデザインについては、新規に設立したことにより、また、株式会社コーケンコミュニティ及び杉商株式会社は、株式取得したことによりそれぞれ当連結会計年度から連結子会社に含めております。

非連結子会社

非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

一般社団法人DUO

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は、ありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

及び仕掛販売用不動産

貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）・・・定額法

（リース資産を除く）

その他・・・定率法

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物8～50年、機械装置及び運搬具6年、工具、器具及び備品2～20年であります。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんについては、3～20年間で均等償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象 借入金利息を対象としております。

③ ヘッジ方針

借入金の支払利息に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを利用しております。

④ ヘッジの有効性の評価

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項(4)、連結会計基準第44—5項(4)及び事業分離等会計基準第57—4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ20,000千円減少しております。

(追加情報)

(販売用不動産から有形固定資産への振替)

所有目的の変更により、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の一部を有形固定資産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2,406,768千円
土地	4,431,515千円
計	6,838,284千円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務の金額

担保に供している資産

現金及び預金	8,017千円
販売用不動産	5,607,727千円
仕掛販売用不動産	17,749,345千円
建物及び構築物	3,899,219千円
工具、器具及び備品	1,308千円
土地	6,761,871千円
建設仮勘定	1,517,310千円
その他（投資その他の資産）	100,000千円
合計	35,644,799千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	2,103,700千円
1年内返済予定の長期借入金	10,828,617千円
長期借入金	21,713,674千円
合計	34,645,991千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,086,608千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,555,600	—	—	31,555,600

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,395,400	2,011,200	—	3,406,600

(変動事由の概要)

平成27年11月9日開催の取締役会決議による自己株式の取得 1,600,000株

平成28年2月29日開催の取締役会決議による自己株式の取得 411,200株

3. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月27日 定時株主総会	普通株式	211,121千円	7.00円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	211,121千円	7.00円	平成27年9月30日	平成27年12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	197,043千円	7.00円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	ストック・オプションとしての 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	3,155,500株
新株予約権の残高	31,555個

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入及び社債により調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、投資有価証券は主として投資事業組合への出資であります。各取引は社内の権限規定に従い取引を行っており、営業債権については相手先別期日別に管理し、投資先については定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。主に借入金及び社債は不動産販売事業における仕入に係る資金調達であり、このうち変動金利の借入金については金利変動のリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,822,376	13,822,376	—
(2)売掛金	64,641	64,641	—
(3)投資有価証券	35,722	35,722	—
資産計	13,922,740	13,922,740	—
(1)支払手形及び買掛金	1,911,416	1,911,416	—
(2)短期借入金	2,103,700	2,103,700	—
(3)1年内償還予定の社債	210,000	210,139	139
(4)1年内返済予定の長期借入金	12,372,417	12,386,378	13,961
(5)未払法人税等	478,619	478,619	—
(6)社債	515,000	515,796	796
(7)長期借入金	26,315,918	26,472,708	156,790
負債計	43,907,072	44,078,760	171,687

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、並びに(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年内償還予定の社債及び(6)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	8,000
投資事業組合等	165,080

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループは、東京都、宮城県、愛知県及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸等不動産を所有しております。なお、賃貸等不動産の一部については、一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	3,208,658	6,907,642	10,116,300	11,108,819
賃貸等不動産として 使用される部分を含む不動産	463,579	1,611,347	2,074,927	2,148,000

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、販売用不動産からの振替 4,047,137千円

仕掛販売用不動産からの振替 2,632,347千円

3 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成28年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結損益計算書における金額		
	賃貸収益	賃貸費用	差額
賃貸等不動産	313,765	190,661	123,104
賃貸等不動産として 使用される部分を含む不動産	48,480	107,033	△58,553

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として一部の連結子会社が使用している部分も含まれるため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 777円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 61円72銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 61円33銭 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益	
連結損益計算書上の親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	1,835,586
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,835,586
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,742,317
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加額 (株)	186,349
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、平成28年3月19日開催の取締役会において、株式会社スポーツアカデミーを子会社化することについて決議を行い、平成28年4月5日付で株式譲渡契約を締結し、平成28年4月22日に株式取得を完了しております。

1 企業結合の概要

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 被取得企業の名称 | 株式会社スポーツアカデミー |
| 事業の内容 | スポーツクラブの企画・管理・運営
体育・スポーツクラブに関する指導 |

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは「欲しかった暮らしを、しよう。」をコーポレートスローガンに掲げ、「暮らし」に関する事業展開を通じ、様々なライフスタイルの提案を行っております。その中で、当社グループ分譲マンションの居住者様及び地域住民の方々の暮らしに対する付加価値の提供の一環とし、東京都日野市にてトム スポーツクラブの運営を行っておりますが、今後スポーツクラブ運営事業への本格参入を目的として株式会社スポーツアカデミーを子会社化することと致しました。

(3) 企業結合日

平成28年4月22日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- (5) 結合後企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とした全株式取得を行ったことによります。

2 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	200,000千円
取得原価		200,000千円

- 3 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
- 4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
- 5 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(自己株式の取得)

当社は、平成28年2月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得について決議いたしました。

- 1 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため。
- 2 取得に係る事項の内容
- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.5%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500,000千円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成28年3月1日から平成28年4月30日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
- 3 平成28年4月15日までに取得した自己株式の累計
- | | |
|----------|-----------|
| (1) 取得株数 | 976,900株 |
| (2) 取得価額 | 499,948千円 |
- 4 当第4四半期連結会計期間末時点における取得状況
- | | |
|----------|-----------|
| (1) 取得株数 | 411,200株 |
| (2) 取得価額 | 214,341千円 |

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,225,570	流動負債	963,755
現金及び預金	1,640,764	1年内返済予定の長期借入金	543,664
前払費用	84,447	未払金	323,894
繰延税金資産	17,666	未払費用	14,436
関係会社短期貸付金	310,000	未払法人税等	20,921
未収入金	165,718	未払消費税等	14,084
その他	6,973	預り金	13,684
固定資産	20,762,159	賞与引当金	25,693
有形固定資産	172,356	その他	7,376
建物	59,053	固定負債	2,340,114
車両運搬具	4,207	長期借入金	2,340,004
工具、器具及び備品	39,921	その他	110
建設仮勘定	69,174	負債合計	3,303,869
無形固定資産	35,719	純資産の部	
ソフトウェア	35,131	株主資本	19,695,982
その他	587	資本金	2,400,240
投資その他の資産	20,554,084	資本剰余金	13,428,968
投資有価証券	46,339	その他資本剰余金	13,428,968
関係会社株式	17,015,639	利益剰余金	5,581,143
関係会社出資金	1,000	利益準備金	101,857
関係会社長期貸付金	3,315,000	その他利益剰余金	5,479,286
長期前払費用	22,147	繰越利益剰余金	5,479,286
差入保証金	117,281	自己株式	△1,714,370
繰延税金資産	675	評価・換算差額等	△15,277
その他	36,000	その他有価証券評価差額金	△15,277
		新株予約権	3,155
		純資産合計	19,683,859
資産合計	22,987,729	負債純資産合計	22,987,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		994,140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		973,324
營 業 利 益		20,815
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	363	
関 係 会 社 受 取 利 息	28,346	
そ の 他	2,272	30,982
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,288	
支 払 手 数 料	412	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	5,002	
そ の 他	2,082	29,785
経 常 利 益		22,012
税 引 前 当 期 純 利 益		22,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,143	
法 人 税 等 調 整 額	△4,993	12,149
当 期 純 利 益		9,862

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,400,240	—	13,428,968	13,428,968	59,633	5,933,890	5,993,523
当期変動額							
利益準備金の積立					42,224	△42,224	
剰余金の配当						△422,242	△422,242
当期純利益						9,862	9,862
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	42,224	△454,604	△412,380
当期末残高	2,400,240	—	13,428,968	13,428,968	101,857	5,479,286	5,581,143

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△688,356	21,134,376	—	—	3,155	21,137,531
当期変動額						
利益準備金の積立						
剰余金の配当		△422,242				△422,242
当期純利益		9,862				9,862
自己株式の取得	△1,026,013	△1,026,013				△1,026,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△15,277	△15,277	—	△15,277
当期変動額合計	△1,026,013	△1,438,393	△15,277	△15,277	—	△1,453,671
当期末残高	△1,714,370	19,695,982	△15,277	△15,277	3,155	19,683,859

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く）・・・定額法
（リース資産を除く） その他 ・・・定率法
なお、主な耐用年数は、建物10～24年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品5～20年であります。
- 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

51,889千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権 165,566千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 994,140千円

その他営業取引高 1,035,097千円

営業取引以外の取引（収入分） 28,346千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 3,406,600株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 賞与引当金 7,928千円

未払金 6,234千円

未払費用 1,404千円

その他 2,774千円

合計 18,342千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	㈱フージャース コーポレーション	東京都 千代田区	2,400,240	不動産 開発事業	所有 直接 100%	経営管理等 役員の兼任 出向者の派遣	業務受託料 経営管理料 施設使用料 システム使用料 出向者負担金	516,420 91,020 12,240 20,370 647,861	— — — — 未収入金	— — — — 83,252
子会社	㈱フージャース アベニュー	東京都 千代田区	50,000	戸建・ アパート 事業	所有 直接 100%	経営管理等 役員の兼任 出向者の派遣	業務受託料 経営管理料 施設使用料 システム使用料 出向者負担金 資金の貸付 貸付利息	129,690 47,460 3,000 4,980 156,412 1,550,000 24,411	— — — — 未収入金 関係会社長期貸付金 —	— — — — 19,408 3,000,000 —
子会社	エイ・エム・ サーティワン㈱	宮城県 仙台市	10,000	不動産 投資事業	所有 直接 100%	経営管理等 役員の兼任	経営管理料 資金の貸付 資金の回収 貸付利息	1,140 300,000 300,000 213	— — — —	— — — —
子会社	㈱フージャース リビングサービス	東京都 千代田区	50,000	不動産関連 サービス事業	所有 直接 100%	経営管理等 役員の兼任 出向者の派遣	業務受託料 経営管理料 施設使用料 システム使用料 出向者負担金 資金の貸付 貸付利息	107,730 3,600 7,620 7,980 201,395 300,000 1,839	— — — — 未収入金 関係会社長期貸付金 —	— — — — 26,136 300,000 —
子会社	㈱フージャース ケアデザイン	東京都 千代田区	50,000	シニア 事業	所有 直接 100%	経営管理等 役員の兼任 出向者の派遣	業務受託料 施設使用料 システム使用料 出向者負担金 資金の貸付 資金の回収 貸付利息	33,240 960 2,340 24,553 710,000 400,000 1,831	— — — 未収入金 関係会社短期貸付金 — —	— — — 11,987 310,000 — —
子会社	㈱アイ・イー・エー	東京都 千代田区	3,000	P F I 事業	所有 直接 100%	経営管理等 役員の兼任 出向者の派遣	業務受託料 システム使用料 出向者負担金 資金の貸付 貸付利息	4,050 300 4,874 15,000 51	— — 未収入金 関係会社長期貸付金 —	— — 599 15,000 —

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託料については、業務の内容を勘案して決定しております。経営管理料、施設使用料及びシステム使用料については、基本契約に基づき決定しております。

連結子会社への貸付に対する金利については、市場金利に基づき決定しております。

3 出向者負担金については、人件費の実際支給額を回収しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 699円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円33銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 0円33銭 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益(千円)	9,862
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	9,862
普通株式の期中平均株式数(株)	29,742,317
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加額(株)	186,349
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、平成28年3月19日開催の取締役会において、株式会社スポーツアカデミーを子会社化することについて決議を行い、平成28年4月5日付で株式譲渡契約を締結し、平成28年4月22日に株式取得を完了しております。

1 企業結合の概要

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 被取得企業の名称 | 株式会社スポーツアカデミー |
| 事業の内容 | スポーツクラブの企画・管理・運営
体育・スポーツクラブに関する指導 |

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは「欲しかった暮らしを、しよう。」をコーポレートスローガンに掲げ、「暮らし」に関する事業展開を通じ、様々なライフスタイルの提案を行っております。その中で、当社グループ分譲マンションの居住者様及び地域住民の方々の暮らしに対する付加価値の提供の一環とし、東京都日野市にてトム スポーツクラブの運営を行っておりますが、今後スポーツクラブ運営事業への本格参入を目的として株式会社スポーツアカデミーを子会社化することと致しました。

(3) 企業結合日

平成28年4月22日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- (5) 結合後企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とした全株式取得を行ったことによります。

2 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	200,000千円
取得原価		200,000千円

- 3 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定していません。
- 4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。
- 5 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

(自己株式の取得)

当社は、平成28年2月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得について決議いたしました。

- 1 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため。
- 2 取得に係る事項の内容
- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.5%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500,000千円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成28年3月1日から平成28年4月30日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
- 3 平成28年4月15日までに取得した自己株式の累計
- | | |
|----------|-----------|
| (1) 取得株数 | 976,900株 |
| (2) 取得価額 | 499,948千円 |
- 4 当第4四半期連結会計期間末時点における取得状況
- | | |
|----------|-----------|
| (1) 取得株数 | 411,200株 |
| (2) 取得価額 | 214,341千円 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社 フージャースホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古川 雅一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	畑中 数正 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フージャースホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、所有目的の変更により、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の一部を有形固定資産に振替えている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月22日付けで株式会社スポーツアカデミーの全株式を取得し子会社化している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月15日までに自己株式を取得している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社 フージャースホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古川 雅一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	畑中 数正 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月22日付けで株式会社スポーツアカデミーの全株式を取得し子会社化している。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月15日までに自己株式を取得している。
- 当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査方針・当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画等に従い、取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意志疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書、ならびに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社フージャースホールディングス 監査役会

常勤監査役 金子 恭 恵 ㊞

社外監査役 中 井 啓 之 ㊞

社外監査役 早 川 美恵子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第3期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき金7円
総額	197,043,000円

(ご参考) 中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金14円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループ全体として取り組んでいる事業内容を網羅的に把握して頂くことを目的に、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第29条第2項および第40条第2項の規定を変更するものであります。なお、第29条第2項の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、現行定款第33条の変更は、平成27年5月1日付「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に基づく会社法改正による、引用条文の項番号変更であります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的) (条文省略) <u>3</u> 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務	第2条(目的) (現行通り) <u>3</u> 建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務

現 行 定 款	変 更 案
4 建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務	4 建物の解体工事
5 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空調調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務	5 建築物の内外装工事及び設備工事
6 サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務	6 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空調調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務
7 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務	7 サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務
8 発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売に関する業務	8 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務
9 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務	9 発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売に関する業務
10 警備業法に基づく警備業に関する業務	10 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務
11 各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務	11 ホテル、その他宿泊施設等の企画、運営、管理、経営及びコンサルティングに関する業務
12 引越しの請負に関する業務	12 警備業法に基づく警備業に関する業務
13 シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務	13 体育、スポーツクラブの管理運営及びその企画、開発の請負に関する業務

現 行 定 款	変 更 案
1 4 生活用品、食料品等の宅配サービス業務	1 4 <u>体育、スポーツに関する出版及び指導者の育成に関する業務</u>
1 5 有価証券の取得、保有及び処分に関する業務	1 5 各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務
1 6 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務	1 6 <u>体育遊戯機器の輸出入、販売、並びに賃貸業務</u>
1 7 経営コンサルティング業務	1 7 <u>開発事業、公共施設等の企画、設計、管理、運営業務</u>
1 8 前各号に付帯する一切の業務	1 8 <u>再開発事業の企画、設計、管理、運営業務</u>
	1 9 <u>企業等再生支援業務</u>
	2 0 <u>大、中、小規模小売店舗の企画、設計、運営業務</u>
	2 1 <u>引越しの請負に関する業務</u>
	2 2 <u>シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務</u>
	2 3 <u>飲食店、喫茶店の経営に関する業務</u>
	2 4 <u>食料品、飲料水、菓子類、衣料用繊維製品、スポーツ用品の販売に関する業務</u>
	2 5 <u>生活用品、食料品等の宅配サービス業務</u>
	2 6 <u>有価証券の取得、保有及び処分に関する業務</u>
	2 7 <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u>
2 8 <u>自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業</u>	

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>29</u> <u>コンピューターのハードウェア及びソフトウェアのリース並びに販売</u></p> <p><u>30</u> <u>ビデオ、コンパクトディスク、ゲーム等の企画、製作、販売に関する業務</u></p> <p><u>31</u> 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務</p> <p><u>32</u> 経営コンサルティング業務</p> <p><u>33</u> 学習塾の経営に関する業務</p> <p><u>34</u> <u>イベントの企画、運営に関する業務</u></p> <p><u>35</u> <u>広告宣伝、出版の企画、制作、販売及び代理業務</u></p> <p><u>36</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第29条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第29条（取締役の責任免除） （現行通り）</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第33条（監査役の任期） （条文省略）</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第33条（監査役の任期） （現行通り）</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（監査役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第40条（監査役の責任免除） （現行通り）</p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除きます。）および当社のグループ会社（以下、「対象子会社」といいます。）の取締役（以下、「取締役等」といいます。）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものです。

具体的には、平成26年6月28日開催の第1回定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成29年3月末日で終了する事業年度から取締役等に対して支給するため、報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に対して、当社および対象子会社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程（以下「取締役株式給付規程」といいます。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 対象者

当社の取締役（社外取締役を含みません。）および対象子会社の取締役とします。（対象子会社の取締役については、当社の取締役会で対象者を定めることとします。）

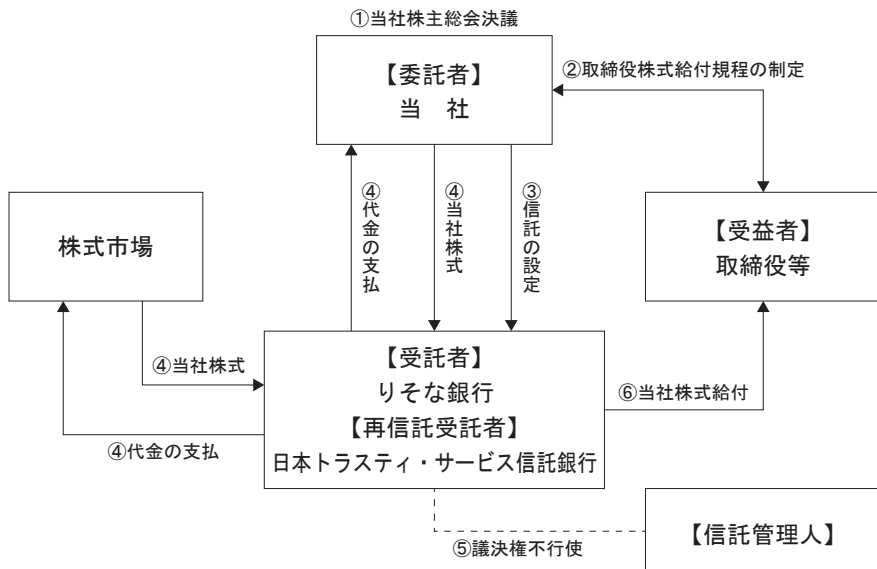
なお、現時点の本制度の対象となる当社の取締役の員数は3名、対象子会社の取締役の員数は4名であり、合計7名の予定でございます。

(3) 対象期間

平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれの3事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社および対象子会社は、本制度の導入に関して、当社株主総会および対象子会社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社および対象子会社は、本制度の導入に関して、取締役会において本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

(5) 信託期間

平成28年8月中旬（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(6) 当社が拠出する金員の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、1億8,000万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定します。当初の対象期間中、1億8,000万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1億8,000万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式を対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以

下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、1億8,000万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。)を控除した金額とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

対象者には、各対象期間中の各事業年度における役員及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、対象者が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、取締役株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了し

ます。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

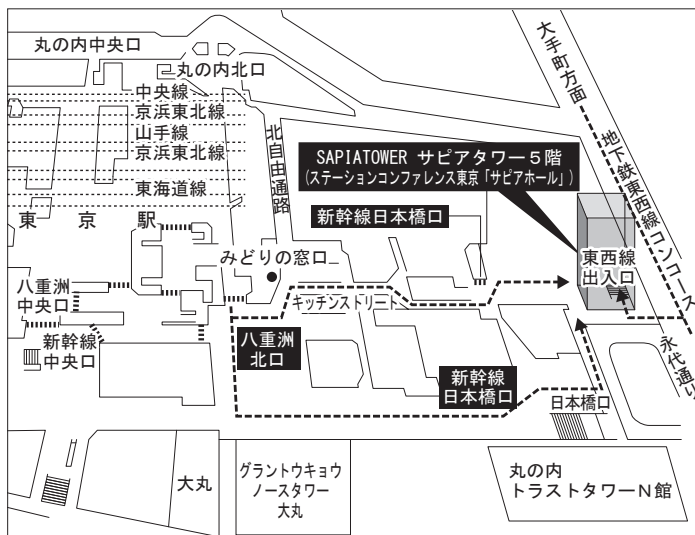
【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 対象者のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 本信託契約の締結日 : 平成28年8月中旬（予定）
- ⑦ 金銭を信託する日 : 平成28年8月中旬（予定）
- ⑧ 信託の期間 : 平成28年8月中旬（予定）から本信託が終了するまで

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 ステーションコンファレンス東京 5階
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サビアタワー



- ・ J R 東京駅日本橋口直結
新幹線日本橋口改札徒歩 1 分、八重洲北口改札徒歩 2 分
- ・ 東京メトロ東西線大手町駅 B 7 出口直結

◎当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。